

# 多摩市農業委員候補者の 推薦及び募集要項

令和8年1月22日 多摩市市民経済部経済観光課

## 1 はじめに

平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員は、市長が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集により候補予定者を求め、委員を任命することになりました。

多摩市では、令和5年7月に農業委員の選任が行われ、令和8年7月にその任を終えます。

つきましては、令和8年7月から任期の始まる新たな農業委員の任命に当たり、農業委員会委員候補予定者を次のとおり募集します。

## 2 推薦及び募集の対象・資格

### (1) 対象

多摩市農業委員会委員候補者

### (2) 候補者(被推薦者及び応募者)の資格

① 推薦を受け又は応募できるのは、次のいずれにも該当する者です。

- 農業に関する識見を有す者
- 農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

② 次のいずれかに該当する者は、多摩市農業委員会委員候補者となることはできません。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令等により兼職が禁止されている職に就いている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

## 3 推薦及び応募の方法・期間・情報公開

農業委員会委員候補者の募集は、農業者等<sup>※1</sup> 3名の連署及び団体による推薦又は、本人による応募により行います。

### (1) 募集方法

① 募集要項の配布場所及び配布開始日

配布場所は、以下の4ヶ所です。

- ・経済観光課(第二庁舎2階)
- ・聖蹟桜ヶ丘駅出張所
- ・多摩センター駅出張所
- ・永山公民館

配布開始日 令和8年1月22日(木)

② 提出書類

下記の中から、該当の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入し、記名押印または署名押印のうえ提出してください。(ホームページから印刷する場合は、A4用紙(片面印刷)をご利用ください。)

|                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| (ア)農業者等 <sup>※1</sup> 3名の連署による推薦 | (第1号様式) 候補者推薦書(個人)     |
| (イ)農業者が組織する団体及び<br>その他の関係者による推薦  | (第2号様式) 候補者推薦書(法人又は団体) |
| (ウ)本人による応募                       | (第3号様式) 候補者募集応募申込書     |

- ③ 提出方法 持参又は郵送(メール及びFAXによる提出は受け付けません。)
- ④ 提出先 多摩市役所 市民経済部 経済観光課 農政担当(第二庁舎2階)  
(⇒「7 問合せ先」を参照)

(2) 募集期間

令和8年1月22日(木)から令和8年2月24日(火)まで  
午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く)

(3) 情報公開

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第19条第2項の規定により、  
多摩市ホームページ等を利用し、募集期間中及び募集期間終了後に必要な事項を公開します。  
(⇒「6 その他の留意事項(5)」を参照)

#### 4 選考方法・選考結果通知

多摩市農業委員会委員候補者評価委員会にて、候補予定者(被推薦者及び応募者)の評価を行い、市長が候補者を決定します。なお、必要に応じて面接や電話でのヒアリングを実施する場合があります。  
選考結果は、合否に関わらず、推薦者(代表者)及び応募者全員に郵送にて通知します。  
※委員候補者は、多摩市議会の同意を得たのちに、市長により農業委員に任命されます。

#### 5 農業委員会委員の定数・任期・職務・身分及び報酬額

(1) 委員定数

13人

(2) 任期

農業委員 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

(3) 職務内容

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいた、農業委員会の権限に属する事項についての審議、農地利用状況調査(農地パトロール)のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項について等が主な職務となります。会議は、毎月1回程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

さらに、市内担当地区における農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。

(4) 身分及び報酬額

地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤特別職となります。

多摩市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬を支給します。

・委員報酬 43,900円／月

## 6 その他の留意事項

- (1) 推薦者は本要項の趣旨及び留意事項について、被推薦者にしっかりと説明を行ってください。
- (2) 合否について、電話等での問い合わせにはお答えいたしません。
- (3) 応募等に係る交通費などの経費は全て自己負担とします。
- (4) 提出された推薦書及び募集申込書は返却しません。
- (5) 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第6条の規定により、推薦書及び募集申込書に記載された被推薦者・推薦者・応募者に関する事項は、住所、生年月日及び連絡先電話番号を除き、すべて公表の対象となります。
- (6) 推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。
- (7) 本要項は、「多摩市農業委員会委員候補者の推薦及び募集に関する規則」に基づいています。

## 7 問合せ先

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

市民経済部 経済観光課 農政担当 (多摩市役所 第二庁舎 2階)

電話 042(338)6848

FAX 042(337)7659

メール tm155000@city.tama.tokyo.jp

※1 農業者等…以下のいずれかに該当する者

- (1) 経営耕地面積を10アール以上所有する者
- (2) 生産緑地を所有する者
- (3) 農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行っている者
- (4) 農政推進協議会役員(令和7年度農業協同組合支部長)